

中央新幹線第二首都圏トンネル新設工事
における環境保全について
(シールド機組立工事等)

令和5年9月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| 第1章 本書の概要 | 2 |
| 第2章 工事の概要 | 2 |
| 2-1 工事の概要 | 2 |
| 2-2 工事位置 | 3 |
| 2-3 施工手順 | 4 |
| 2-3-1 シールド機組立準備工 | 5 |
| 2-3-1-1 シールド機搬入・仮置き | 5 |
| 2-3-1-2 クレーン配置予定箇所の補強 | 6 |
| 2-3-2 シールド機組立 | 7 |
| 2-3-2-1 組立架台・エントランス設置 | 7 |
| 2-3-2-2 シールド機組立 | 8 |
| 2-3-3 発進準備工 | 9 |
| 2-4 工事工程 | 10 |
| 2-5 工事用車両の運行 | 11 |
| 2-5-1 工事用車両の種類・運行ルート | 11 |
| 2-5-2 工事用車両の運行台数・運行時間 | 12 |
| 第3章 環境保全措置の計画 | 13 |
| 3-1 環境保全措置の検討方法 | 13 |
| 3-2 環境保全措置を検討した事業計画地 | 13 |
| 3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置 | 13 |
| 3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動） | 14 |
| 3-3-2 水環境（水質） | 17 |
| 3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス） | 19 |
| 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための 環境保全措置 | 21 |
| 3-5 環境保全措置の実施にあたっての対応方針 | 26 |
| 第4章 モニタリング | 27 |
| 4-1 モニタリングの実施計画 | 27 |
| 4-2 モニタリングの結果の取扱い | 27 |

第1章 本書の概要

本書は、中央新幹線第二首都圏トンネル新設工事を実施するにあたり、シールドトンネル工事のシールド機組立準備工、シールド機組立及び発進準備工（これらを以下、「本工事」とする。）について、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【神奈川県】平成26年8月」（以下、「評価書」という。）及び「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【神奈川県】平成26年8月」に基づく事後調査計画書（平成26年11月）」（以下、「事後調査計画書」という。）に基づいて実施する環境保全に係る具体的な計画について取りまとめたものである。なお、シールドトンネル工事のうち、トンネル掘進等の内容については、計画の詳細を定めた後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

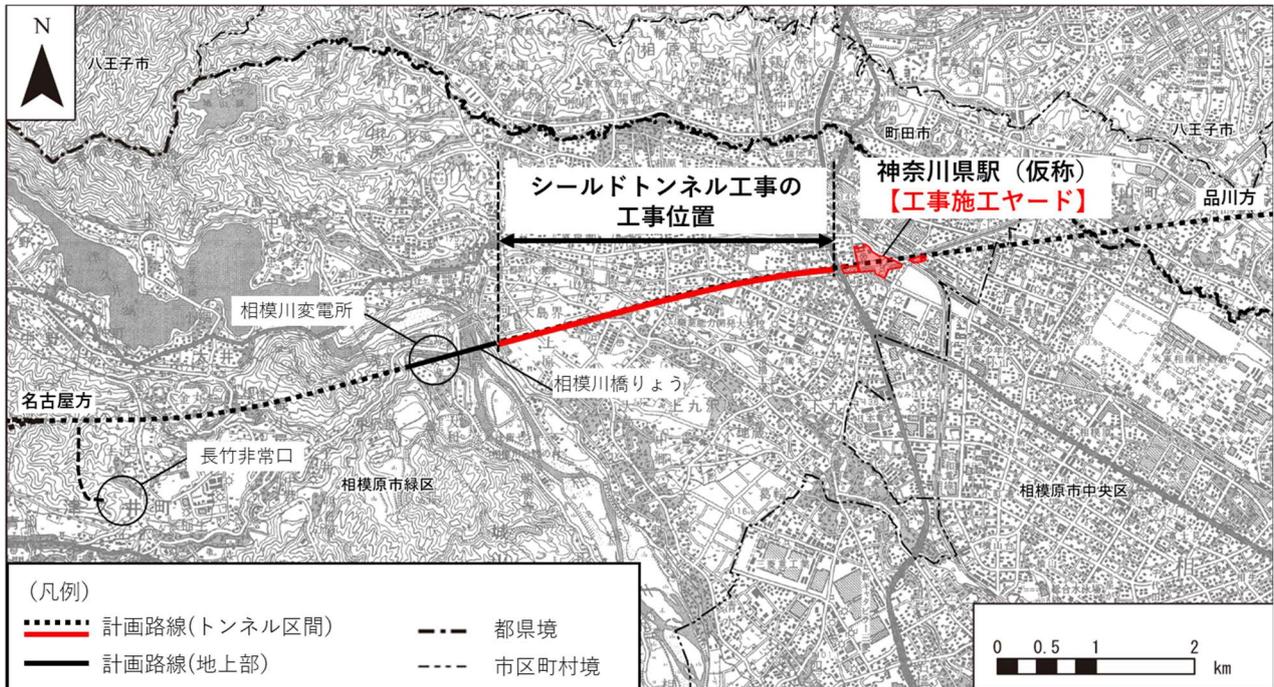
第2章 工事の概要

2-1 工事の概要

- ・ 工事名称 : 中央新幹線第二首都圏トンネル新設
- ・ 工期 : 令和3年3月9日～令和8年9月30日
※うち、本工事は、令和5年9月～令和6年12月の施工を予定
- ・ 工事場所 : 神奈川県相模原市緑区橋本から神奈川県相模原市緑区大島の間
※うち、本工事の実施箇所は、神奈川県相模原市緑区橋本、西橋本
- ・ 本工事の内容 : シールド機組立準備工、シールド機組立及び発進準備工
- ・ 本工事の作業時間 : 昼夜施工
※地上作業のうち、大型重機等により大きな作業音が発生する可能性のある作業は、原則8時から18時までとする。
- ・ 本工事の休工日 : 日曜日
※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、休工日に作業や運搬を行うことがある。

2-2 工事位置

シールドトンネル工事の工事位置を図 2-1 に示す。本工事は別工事である神奈川県駅（仮称）新設工事の工事施工ヤード（以下、「工事施工ヤード」という）において同一時期に工事を実施することから、相互に連携し慎重に工事を行う。



※本図は国土地理院発行数値地図 50000（地図画像）を加工して、作成したものである。

図 2-1 工事位置

2-3 施工手順

シールドトンネル工事の施工手順及び本工事の範囲を図 2-2 に示す。なお、協議結果や現地の状況、工事の進捗等により、施工手順等が変更となる場合がある。

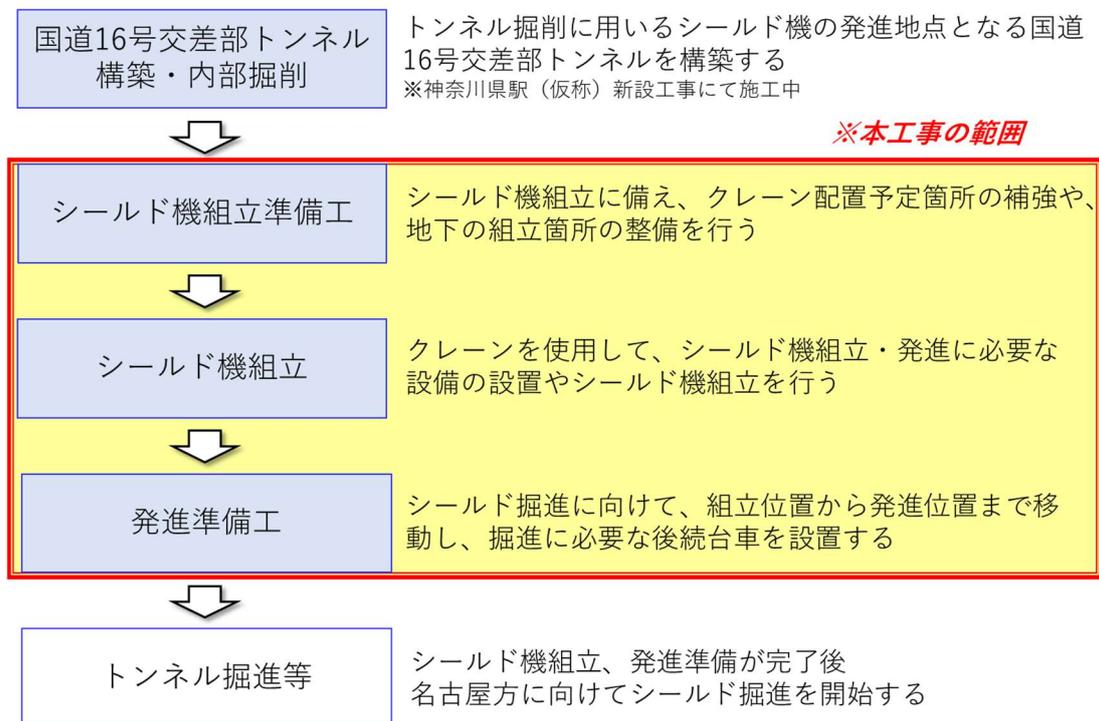


図 2-2 シールド工法によるトンネル工事の施工手順

2-3-1 シールド機組立準備工

2-3-1-1 シールド機搬入・仮置き

工場で製造したシールド機は、分割して工事施工ヤードに搬入する。分割したシールド機の一部は、組立開始前に先行して搬入し、図 2-3 に示す箇所に仮置きをする。残りについては、シールド機組立開始後、組立の進捗に合わせて、組立箇所に搬入する。

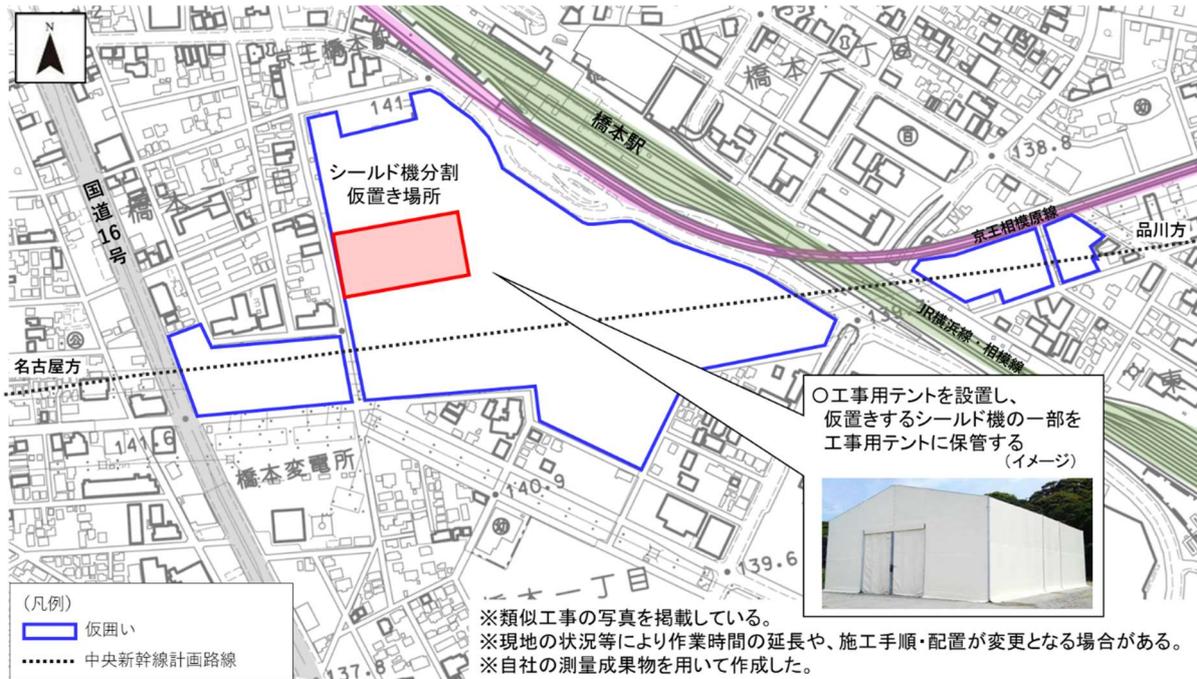
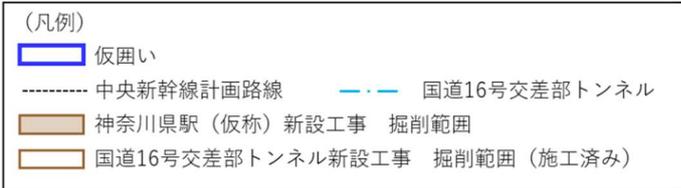
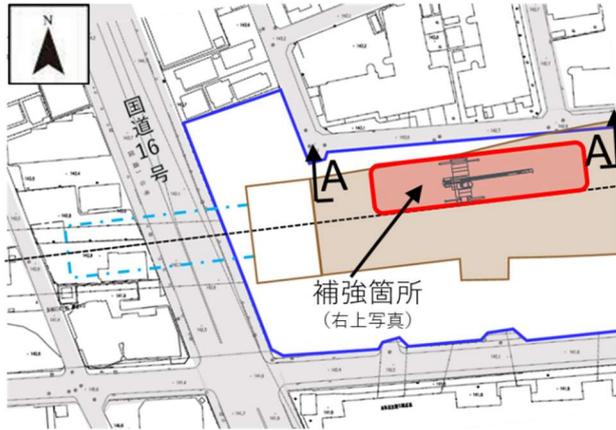


図 2-3 シールド機分割仮置き場所

2-3-1-2 クレーン配置予定箇所の補強

シールド機組立時に750t及び350tクローラークレーンを使用するために、図2-4に示す箇所に補強用の柱を設置する。



○補強箇所状況（令和5年7月時点）



神奈川県駅（仮称）新設工事にて掘削・下床版構築が完了後、補強用の柱を設置する。



※神奈川県駅（仮称）新設工事の写真を掲載している。
 ※現地の状況等により作業時間の延長や、
 施工手順・配置が変更となる場合がある。
 ※自社の測量成果物を用いて作成した。

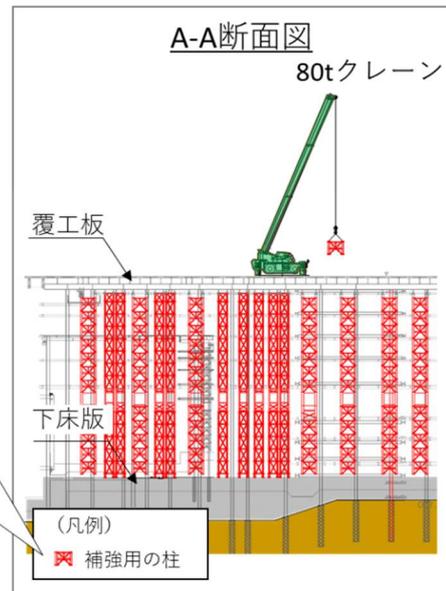


図 2-4 補強箇所

2-3-2 シールド機組立

2-3-2-1 組立架台・エントランス設置

図2-5に示す箇所において、シールド機の組立・発進に必要な組立架台及びエントランスを地下に設置する。エントランス施工時は、円形の鋼材を組み立て、その周囲にコンクリートを打設する。

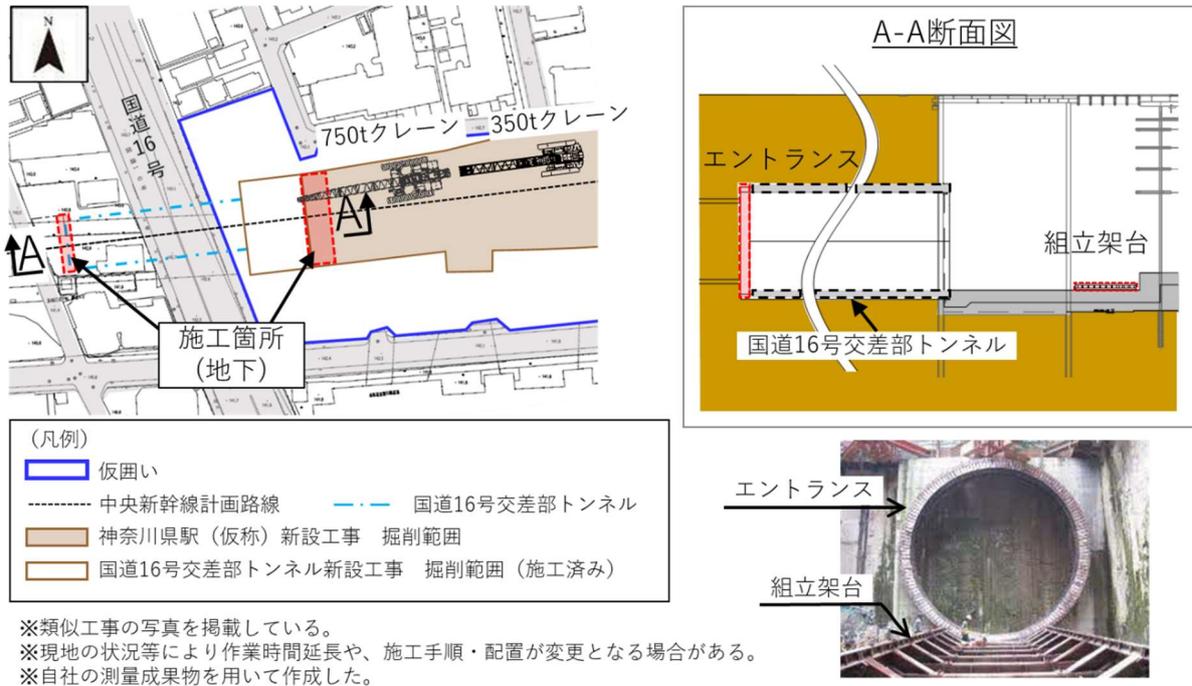


図2-5 組立架台・エントランス設置の施工箇所



図2-6 参考図

2-3-2-2 シールド機組立

分割したシールド機を工事施工ヤードに搬入後、図 2-7 に示す箇所において、350t 及び 750t クローラークレーンを使用し、地上で仮組みをする。仮組み後は、750t クローラークレーンで順次地下の組立架台へ降ろし、シールド機を組み立てる。

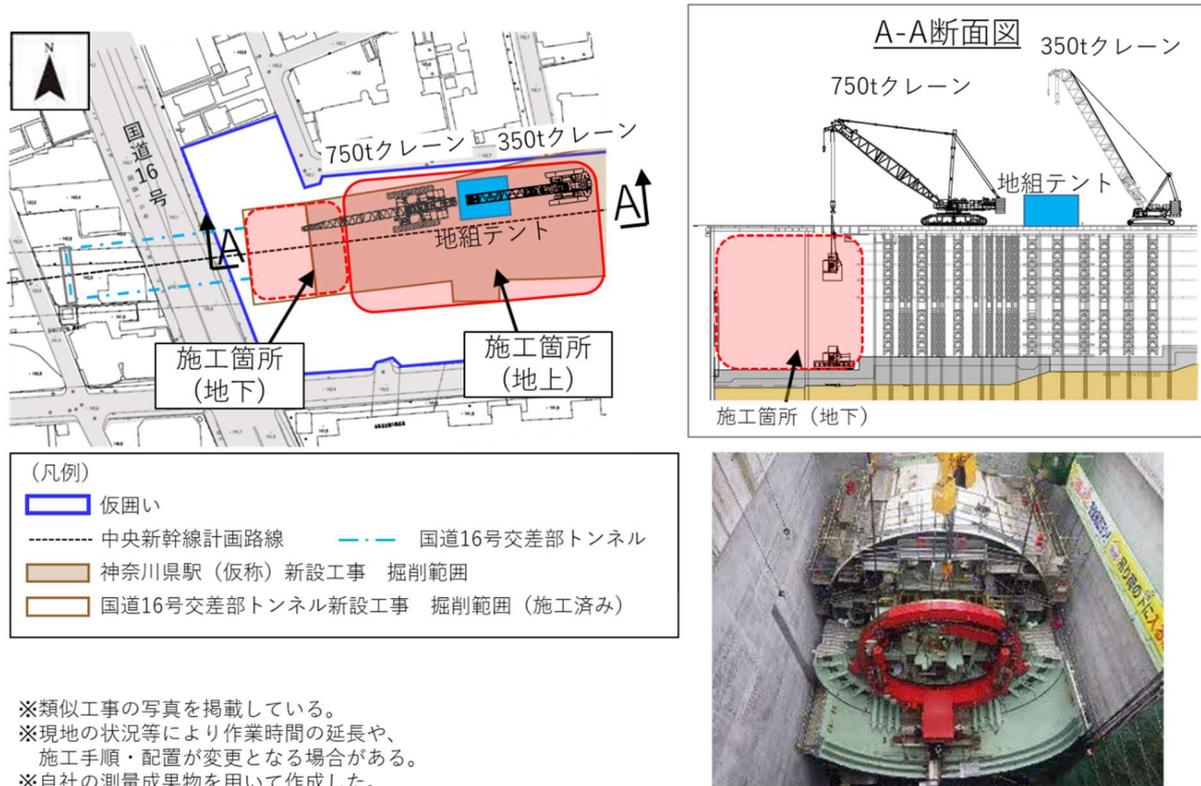


図 2-7 シールド機組立の施工箇所

2-3-3 発進準備工

シールド機組立完了後、図 2-8 に示すようにシールド機を約 60m 移動し、シールド機の後方に後続台車（シールド掘進作業に必要な機器を搭載した台車）を接続する。

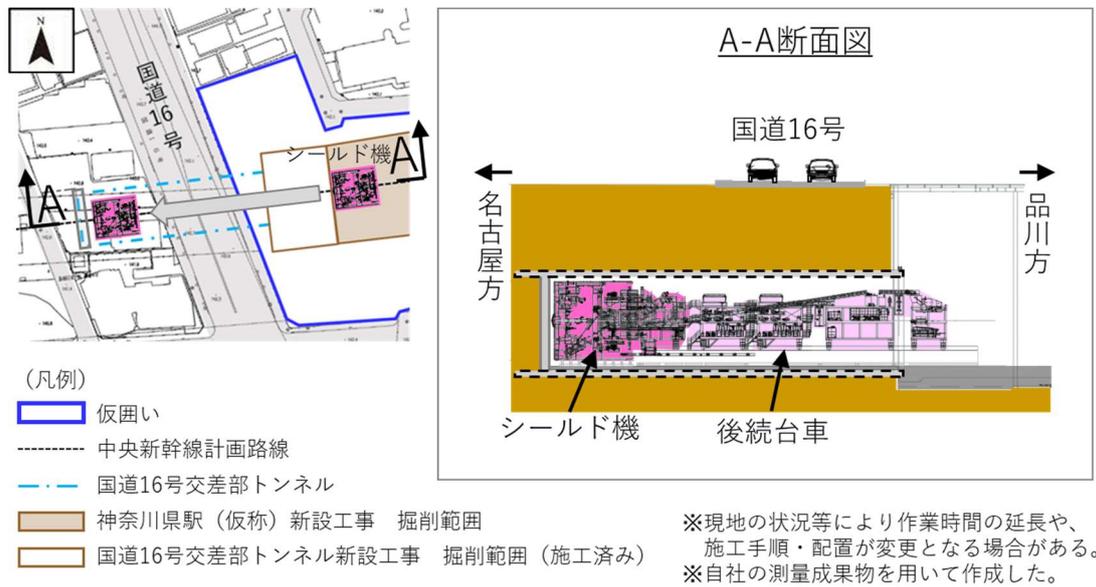


図 2-8 発進準備工状況図

2-4 工事工程

シールドトンネル工事の全体工程を表 2-1 に示す。

表 2-1 シールドトンネル工事の全体工程

| 項目 | 年度 | | R5 | | | | R6 | | | | R7 | R8 | |
|---------------|----|----|-----|----|---|----|-----|----|---|--|----|----|---------|
| | I | II | III | IV | I | II | III | IV | | | | | |
| シールド機搬入・仮置き | | | ■ | | | | | | | | | | ※本工事の範囲 |
| クレーン配置予定箇所の補強 | | | ■ | | | | | | | | | | |
| 組立架台・エントランス設置 | | | | ■ | | | | | | | | | |
| シールド機組立 | | | | | ■ | | | | | | | | |
| 発進準備工 | | | | | | | | ■ | | | | | |
| トンネル掘進等 | | | | | | | | | ■ | | | | |

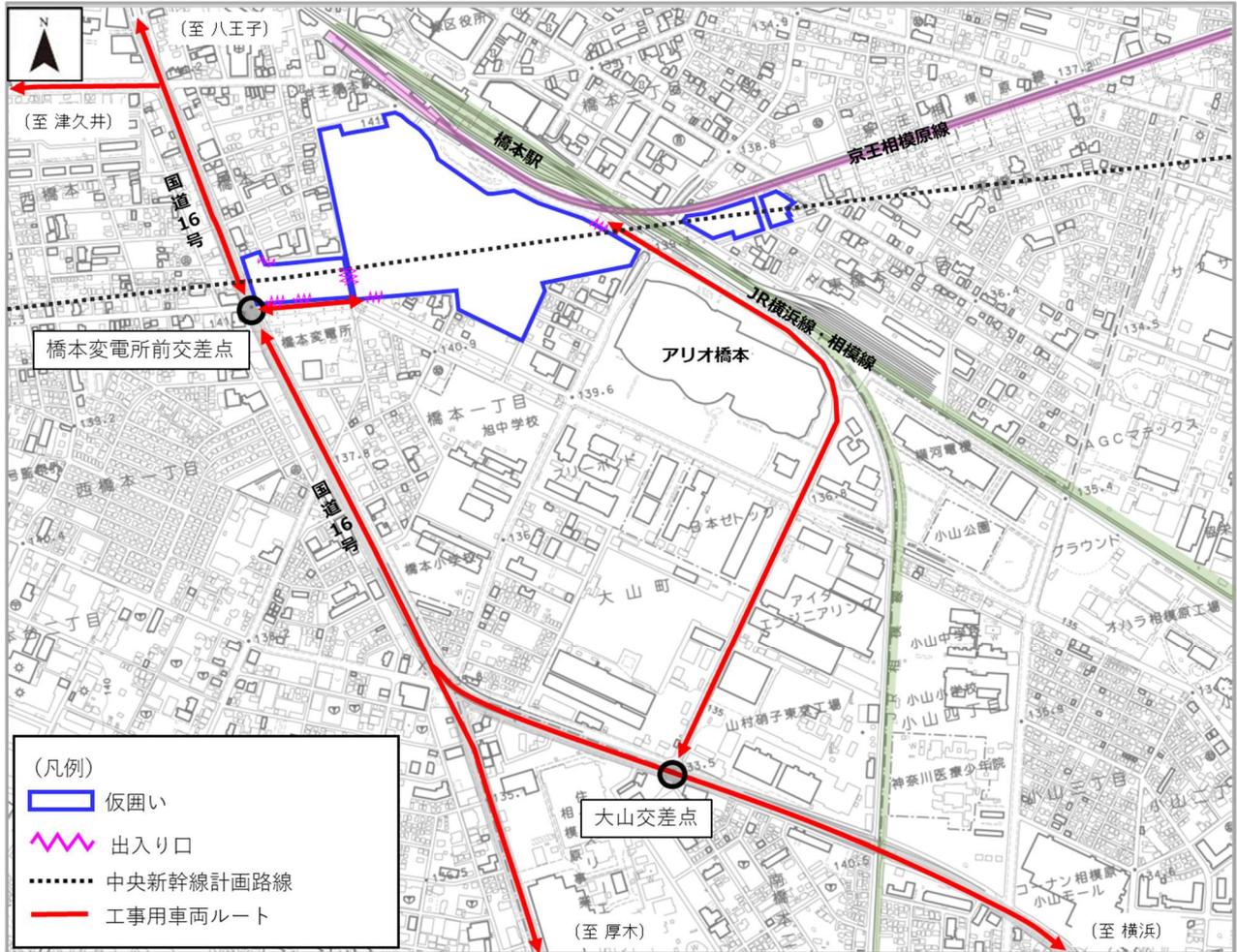
※工程については、令和5年9月時点での計画であり、工事の状況等により変更する場合があります。

※トンネル掘進等の内容については、計画の詳細を定めた後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

2-5 工事用車両の運行

2-5-1 工事用車両の種類・運行ルート

使用する主な工事用車両は、資機材等の運搬用のトラック、分割したシールド機等の運搬用のトレーラー、コンクリート打設用のコンクリートミキサー車（生コン車）等である。工事用車両の運行ルートを図2-9に示す。工事用車両は、国道16号を利用して、資材及び機械の運搬を行う。



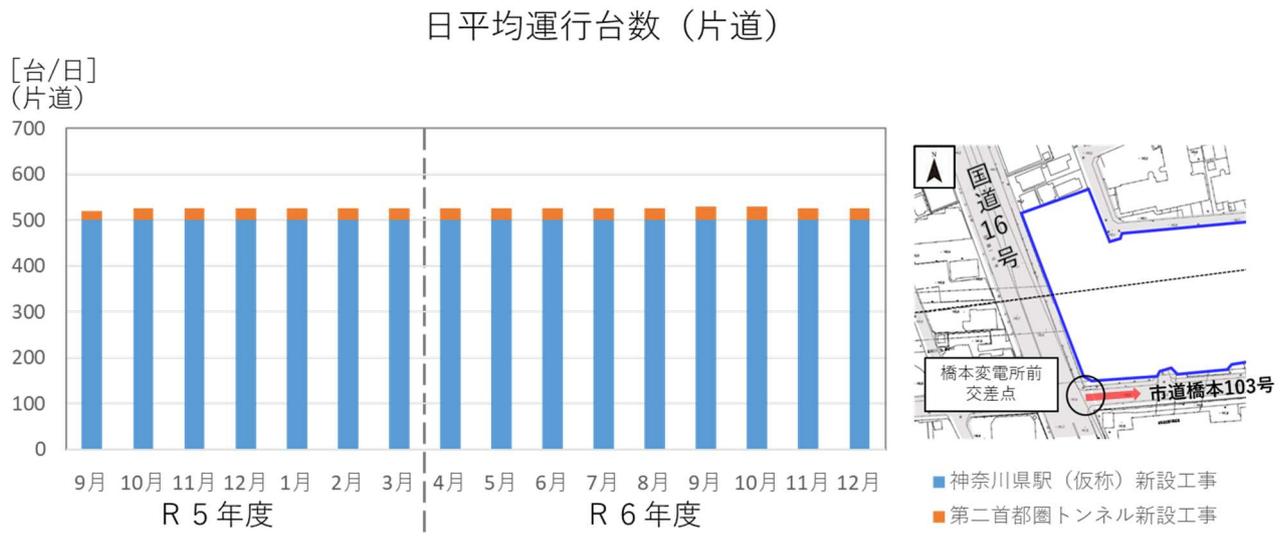
※運行ルートについては、現地の状況等により変更する場合があります。

※自社の測量成果物を用いて作成した。

図2-9 工事用車両の主な運行ルート

2-5-2 工事用車両の運行台数・運行時間

本工事において計画する工事用車両台数の日平均運行台数を図 2-10 に示す。これらは現時点での計画であり、状況等により変更する場合がある。



※登校時間帯である7時30分から8時10分は工事用車両の出入りを中断する。

※隣接する神奈川県駅（仮称）新設工事における工事用車両台数は、500台/日である。

※現時点の計画であり、状況等により変更する場合がある。

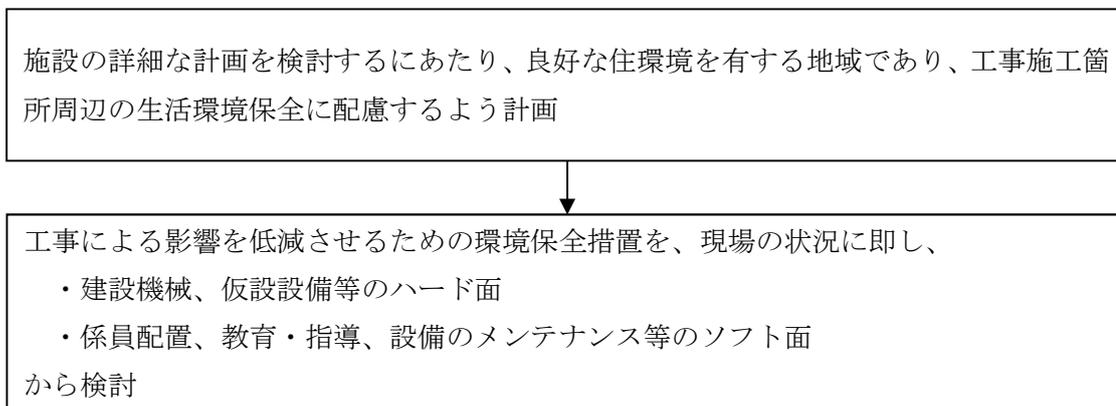
図 2-10 計画する工事車両台数の推移（片道）

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。

(具体的検討手順)



3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した事業計画地は、相模原市緑区橋本、西橋本である。

3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、以下の通り計画する。

3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-1 に示す。

表 3-1 (1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|---|------------------|--|---|
| 大気質 (粉じん等) 騒音 | 仮囲いの設置 | 仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行った上で設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減できる。 | 工事施工ヤードの周囲に高さ 3.0m の仮囲いを設置している。(図 3-1 写真①) |
| 騒音 | 防音シート等の設置 | 防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる(防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている(ASJ CN-Model 2007))。 | 750t、350t クローラークレーンのエンジン部に、防音シートを設置する計画(図 3-1 写真②)とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) | 排出ガス対策型建設機械の採用 | 排出ガス対策型建設機械を使用する。また、必要に応じて周辺環境への影響を考慮し、できる限り二次対策型又は三次対策型の機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機械は、できる限り二次対策型又は三次対策型の排出ガス対策型を使用する計画(図 3-1 写真③)とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動 | 工事規模に合わせた建設機械の設定 | 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置及び稼働とならない計画とした。 |

表 3-1 (2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|---|-----------------|---|---|
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん 等) 騒音 振動 | 工事の平準化 | 工事の平準化により偏った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機械が、偏った施工とならないように配置・稼働させる計画とした。 |
| 騒音 振動 | 低騒音・低振動型建設機械の採用 | 低騒音・低振動型建設機械の採用により、工事に伴う騒音、振動の発生を低減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機械は、原則として、低騒音建設機械を使用する計画(図 3-1 写真③)とした。 |



写真① 仮囲い設置



写真② 750t、350tクローラクレーンのエンジン部に防音対策を実施



写真③ 排出ガス対策型、低騒音型建設機械の使用

※神奈川県駅（仮称）新設工事及び国道16号交差点トンネル新設工事の写真を掲載している。

図 3-1 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置

工事中は、表 3-2 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|--|----------------------------|---|--|
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 | 建設機械の使用 時における 配慮 | 工事の実施にあたっ て、高負荷運転の防止、 アイドリングストップ の推進等により、二酸 化窒素及び浮遊粒子状 物質、騒音、振動の発生 を低減できる。 | 工事施工ヤードで建設機械の稼働 に従事する者に対して高負荷運転 の防止及びアイドリングストップ を講習・指導する計画とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 | 建設機械の点 検及び整備に よる性能維持 | 法令上の定めによる定 期的な点検や日々の点 検及び整備により、建 設機械の性能を維持す ることで、二酸化窒素 及び浮遊粒子状物質、 騒音、振動の発生を低 減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機 械は、法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検及び整備を行い、 建設機械の性能を維持する計画と した。 |
| 大気質 (粉じん等) | 工事現場の清 掃、散水 | 工事現場の清掃、散水 を行うことで、粉じん 等の発生を低減でき る。 | 工事施工ヤードでは、工事現場の清 掃及び散水を行う計画とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 | 工事従事者へ の講習・指導 | 建設機械の高負荷運転 の抑制、建設機械の点 検及び整備による性能 維持について、工事従 事者への講習・指導を 実施することにより、 二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、騒音、振動の 発生の低減が見込まれ る。 | 工事施工ヤードで建設機械の稼働 に従事する者に対して、高負荷運転 の抑制、建設機械の点検及び整備に よる性能維持について、講習・指導 を実施する計画とした。 |

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について、日々簡易計測を行い、周囲からも数値を確認できる場所にモニターを設置している。その結果も踏まえて、影響の低減を図る。

3-3-2 水環境（水質）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3 に示す。また、濁水処理のフローを図 3-2 に示す。

表 3-3 水環境に関する計画面の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|-----------------------|---------|--|---|
| 水質 (水の濁り、 水の汚れ) | 下水道への排水 | 下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。 | 本工事の工事施工ヤードは、下水道の利用が可能な地域であるため、下水道に排水するうえで、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、工事排水を相模原市下水道条例に基づき必要に応じて中和処理等をする計画とした。 |

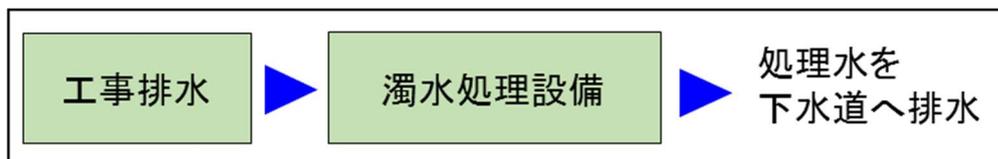


図 3-2 濁水処理のフロー図

工事中は、表 3-4 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|-----------------------|---------------------------|---|---|
| 水質 (水の濁り、 水の汚れ) | 工事排水の監視 | 工事排水の水の濁り、 汚れを監視し、処理状 況の定期的な確認に より、水質管理を徹底 することで、公共用水 域への影響を低減で きる。 | 工事施工ヤードからの工事排水は、 処理水を下水道へ排水するため公 共用水域への影響は回避されるが、 濁水処理設備に水質監視槽を加え、 定期的に水の濁り、汚れを監視する 計画とした。 |
| 水質 (水の濁り、 水の汚れ) | 処理設備の点 検・整備による 性能維持 | 処理設備を設置する 場合は、点検・整備を 確実にを行い、性能を維 持することにより、工 事排水の処理を徹底 することで、公共用水 域への影響を低減で きる。 | 工事施工ヤードに設置した濁水処 理設備は、点検・整備を実施し、工 事排水の処理を確実に実施する計 画とした。 |

3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する計画面の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|--------|------------------|---|--|
| 温室効果ガス | 低炭素型建設機械の採用 | 低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO ₂ 排出量が従来型に比べ 10% 低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。 | 低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械の調達が困難な場合はできる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。 |
| 温室効果ガス | 工事規模に合わせた建設機械の設定 | 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないような計画とした。 |

工事中は、表 3-6 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図ると共に適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-6 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する工事実施時の環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|----------------|--------------------|--|---|
| 廃棄物等 温室効果ガス | 副産物の分別、再資源化 | 場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量、温室効果ガスの排出量を低減できる。 | 工事中に発生する副産物は、工事施工ヤードで細かく分別する計画とした。 |
| 温室効果ガス | 高負荷運転の抑制 | 建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。 | 工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する計画とした。 |
| 温室効果ガス | 建設機械の点検及び整備による性能維持 | 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。 | 工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。 |
| 温室効果ガス | 工事従事者への講習・指導 | 建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。 | 工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する計画とした。 |

3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-7 及び図 3-3, 4, 5 の通り計画する。

表 3-7(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|---|-------------------------------------|---|--|
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 安全 (交通) | 資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮 | 必要に応じて資材及び 機械の運搬に用いる車 両の運行ルートの変更、 分散化及び運行時間帯 の管理等を行うことによ り、二酸化窒素、浮遊 粒子状物質、騒音及び振 動の発生を低減でき、車 両の集中による交通流 への局地的な影響を回 避又は低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行は、運行時 間帯を管理すると共に、できる限り 幹線道路を使用する計画とした。ま た、使用車両は、新長期規制又は、ポ スト新長期規制の排出ガス規制適合 車などの低公害な車両の採用に努め る計画とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動 | 工事の平準化 | 工事の平準化により資 材及び機械の運搬に用 いる車両が集中しない ことで、二酸化窒素、浮 遊粒子状物質、粉じん 等、騒音及び振動の局 地的な発生を低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行について、 車両を短時間に集中させない計画と した。 |
| 大気質 (粉じん等) | 荷台への防じ んシート敷設 及び散水 | 荷台に防じんシートを 敷設するとともに散水 することで、粉じん等 の発生を低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行について、 必要に応じて防じんシートの敷設及 び散水を実施する計画とした。 |

表 3-7(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|--|---|---|---|
| 大気質 (粉じん等) | 資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口等の清掃、散水及びタイヤの洗浄 | 資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口等の清掃、散水及びタイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行について、必要に応じて車両の出入口等の清掃、散水及びタイヤの洗浄を実施する計画（図 3-3 写真①、②）とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス | 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 | 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動の発生、温室効果ガスの排出量を低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両は、定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、車両の性能を維持する計画とした。 |
| 大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動 | 環境負荷低減を意識した運転の徹底（資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転） | 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動を低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、法定速度の厳守、急発進や急加速の回避をはじめとしたエコドライブの徹底を実施する計画とした。 |

表 3-7(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|---|---|--|---|
| 大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 安全 (交通) 温室効果ガス | 工事従事者へ の講習・指導 | 資材及び機械の運搬に 用いる車両の点検及び 整備、環境負荷低減を意 識した運転について、工 事従事者への講習・指導 を実施することにより、 二酸化窒素、浮遊粒子状 物質、騒音、振動及び温 室効果ガスの発生低減 が見込まれる。また、工 事用車両運転者への交 通マナーや安全確保の ルール、周辺の通学路や 通学時間帯、安全施設 の設置状況及び歩車分離 区間、工事施工ヤード予 定地への出入り時にお ける一旦停止及び歩行 者優先等の講習・指導 は、事故発生の未然防止 につながり、交通安全へ の影響を低減できる。 | 本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両において、車両の 点検整備等、環境負荷低減を意識し た運転、交通マナーや安全確保のル ール、周辺の通学路及び通学時間帯 等に関して工事従事者への講習・指 導を実施する計画とした。また、工事 用車両には、本工事の車両と認識で きるよう、工事用車両標識を明示す る計画 (図 3-4) とした。 |
| 温室効果ガス | 低燃費車種の 選定、積載の 効率化、運搬 計画の合理化 による運搬距 離の最適化 | 低燃費車種の選定、積載 の効率化、合理的な運搬 計画の策定による運搬 距離の最適化等により、 温室効果ガスの排出量 を低減できる。 | 本工事は、工事用車両において低燃 費車種の選定に努めるとともに、実 施する工事段階に応じた工事用車両 への効率的な積載を行う計画とし た。また、偏った施工を避け、工事の 平準化を図ることで、工事用車両の 交通集中を回避する計画とした。 |

表 3-7(4) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

| 環境要素 | 環境保全措置 | 環境保全措置の効果 | 実施箇所等 |
|--------|---------------------------|---|---|
| 安全（交通） | 工事に使用する道路、搬入時間及び法定制限速度の遵守 | 通学路や交通混雑の程度を把握したうえで、工事に使用する道路、搬入時間等を遵守することにより、交通安全への影響を低減できる。 | 通学路や交通混雑の程度を把握したうえで、工事に使用する道路、搬入時間等を設定した。また、工事用車両には、本工事の車両と認識できるように、工事用車両標識を明示する計画（図 3-4）とした。 |
| 安全（交通） | 工事計画の周知 | 工事を行う期間等、工事計画の内容について、案内板及びチラシ等を利用して周辺住民に周知を図ることで、交通安全性を確保するための注意喚起を促すことができる。 | 工事着手前には工事内容の周知を図り、工事を行う期間等については、案内板及びチラシ等を利用して、工事計画の内容について周辺住民に周知を行う計画とした。 |
| 安全（交通） | 交通誘導員による誘導 | 工事用車両の通行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な工事用車両の通行を確保することができる。 | 工事用車両の通行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導する計画（図 3-5）とした。 |
| 安全（交通） | 車両整備の徹底 | 工事用車両の整備を徹底することにより、故障及び不具合による事故発生の未然防止につながり、交通安全への影響を低減できる。 | 本工事で使用する工事用車両については、車両整備を徹底するよう計画した。 |



写真① 工事施工ヤード等の散水



写真② タイヤの洗浄

※神奈川県駅（仮称）新設工事の写真を掲載している。

図 3-3 車両出入り口等の散水及びタイヤ洗浄



標識の明示状況

図 3-4 工事用車両標識の明示

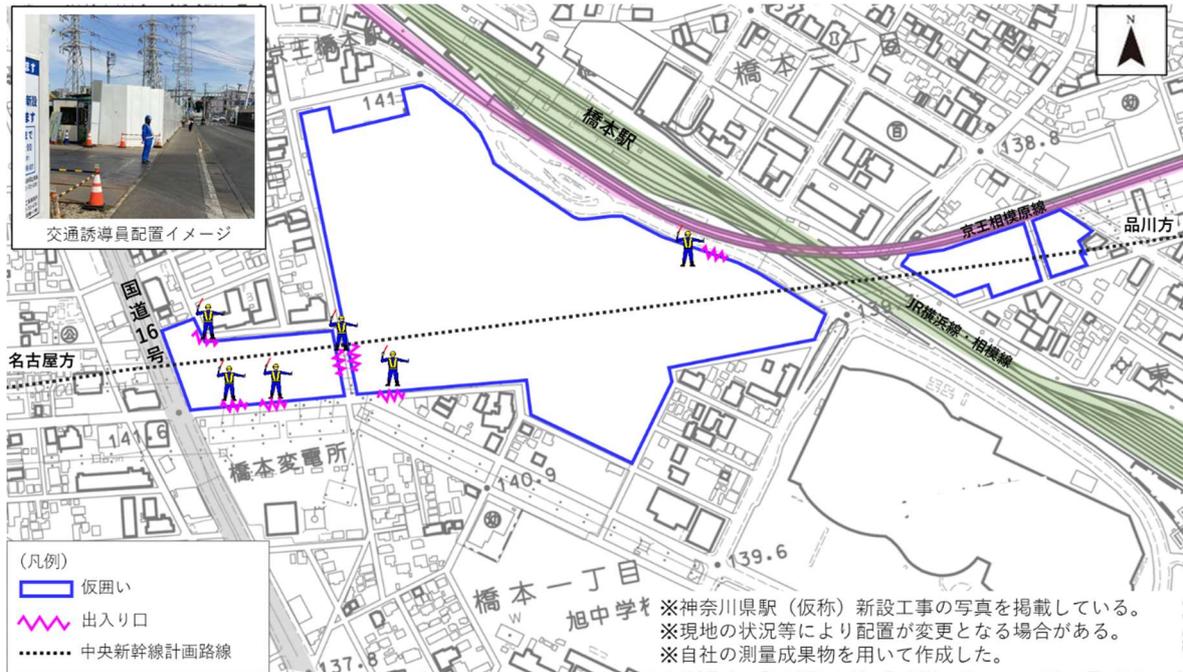


図 3-5 交通誘導員の配置

3-5 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針は、以下の通りとする。

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み、確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・共同企業体職員に対し評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。
- ・中央新幹線神奈川西工事事務所等へ寄せられた情報について、状況をよく確認し、必要に応じて環境保全措置に反映する。

第4章 モニタリング

4-1 モニタリングの実施計画

工事の施工中のモニタリングについては、評価書及び事後調査計画書に基づいて実施する。本工事に関わるモニタリング（大気質、騒音、振動、安全（交通））については、評価書において神奈川県駅（仮称）の最盛期に実施することとしており、これらについては既に実施済みである。なお、工事開始後に本工事に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリングについて、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。

4-2 モニタリングの結果の扱い

- ・モニタリング結果や環境保全措置の実施状況については、年度毎に取りまとめ、神奈川県・相模原市への報告を行う他、当社のホームページに掲載する。
- ・必要により、環境保全措置の追加や、変更を行う。